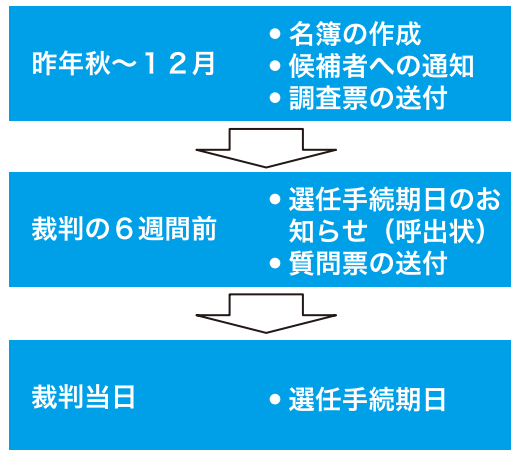


5月21日裁判員制度スタート！

裁判員選任までの流れ



○裁判員はどう選ばれるの？

裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心が高い一定の重大な犯罪に関する第一審（地方裁判所）の刑事起訴事件です。例えば、殺人罪や強盗が人を死なせたりけがをさせる強盗致死傷罪、人の住居等に放火する現住建造物等放火罪などの事件が該当します。

そのような事件が起訴され、裁判の日程が決まった段階で、地方裁判所は、昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選びます。

くじで選ばれた裁判員候補者の方々は、裁判員を選ぶ手続き（選任手続）の日に裁判所にお越しいただくためのお知らせと質問票を、選任手続きの日の6週間前までにお送りします。

その結果を踏まえて選ばれた方が、裁判員として裁判に参加することとなります。

○辞退することはできるの？

広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆様の負担が著しく大きなものとならないよう、法律や政令では辞退を申し出ることができる事由が定められています。

その場合は、送付される質問票に、辞退事由に当たる内容を記載し裁判所に提出してください。

なお、辞退する理由として挙げられる事由としては次のような場合です。

詳しくは、裁判員制度ウェブサイトをご覧ください。

辞退理由にあげられるもの

- ① 70歳以上の人
 - ② 地方公共団体の議会の議員（会期中に限る）
 - ③ 学生又は生徒
 - ④ 過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人
 - ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
 - ⑥ 一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人
- （例）
- ・ 重い病气やけが
 - ・ 同居の親族の介護・養育
 - ・ 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
 - ・ 父母の葬儀等

○多くの皆さんに 参加いただくために

裁判員裁判の定着には、広く国民の皆さんが参加しやすい環境を整備することが不可欠です。

○特別な休暇制度の創設に向けて

裁判員は、20歳以上の有権者の中から選ばれます。

このうち、企業等にお勤めの方の割合は、5割以上です。

このような社会の実態を踏まえて、裁判所では、法務省、日本弁護士連合会とも連携し、企業経営者向けの説明会を行ったり、各企業等に直接伺うなどして、特別な休暇制度の創設など環境の整備への協力を働きかけてきました。

今後とも、裁判員制度に参加しやすい環境整備への協力を、企業等に働きかけていきたいと考えています。

○一時保育・介護サービス利用に向けて

育児中の方や親族等の介護を行っている方は、辞退の申立てをすることが可能ですが、辞退の申立てをせずに裁判員候補者あるいは裁判員として参加できるよう、厚生労働省や市区町村などの地方公共団体と協力して、一時保育などのサービスが利用できるような態勢づくりを進めてきました。

その結果、一時保育サービスの利用や通所介護やショートステイなどの介護サービスを利用して裁判員制度に参加できる体制が整備されています。

☆これからも裁判員制度に関するご理解とご協力をお願いします。